

社団法人岩手県理学療法士会

会計事務決裁規程

(目的)

第1条 この規程は経理責任者の権限に属する事務の円滑かつ適正な執行を確保するとともに、責任の明確化及び事務能率の向上を図るため、事務の決裁に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、決裁とは経理責任者がその権限に属する事務について、最終的に意志を決定することをいう。

(決裁事項)

第3条 決裁事項に係る経費においては、事前に別紙様式に定める申請書又は起案書、決裁書を提出し、決裁を受けるものとする。

第4条 決裁を行う事項については以下の通りとする。

(1) 申請書の提出が必要となる経費

旅費交通費にかかる経費 (様式 1-1 1-2)

(2) 起案書、決裁書、現金出納帳の提出が必要となる経費

事業を行うのに係る経費 (様式 2-1 2-2 2-3)

(3) 起案書、決裁書及び見積書の提出が必要となる経費

ア 1品5万円以上の消耗品購入費等に係る経費 (様式 3-1 3-2)

イ 10万円以上の印刷製本に係る経費 (様式 3-1 3-2)

ウ 10万円～30万円の物品購入に係る経費 (様式 4-1 4-2)

(4) 起案書及び決裁書及び原則2社以上の見積書の提出が必要となる経費

30万円以上の物品購入に係る経費 (様式 4-1 4-2)

第5条 第4条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事項は会長の決裁を受けなければならない。

(1) 異例に属すること

(2) 先例になると認められること

(3) 解釈上疑義のあること

(4) その他特に重要なこと

附則

この規定は、平成20年6月1日から施行する。